

豊中市高齢者位置情報システム事業 質問回答票

	質問事項	質問理由	回答
1	仕様書内に対応が出来ない項目があった場合、申込書類のご提出は出来ませんでしょうか。	一部対応が出来ない項目があるためです。代替案のご提案はさせていただきます。代替案のご提案はさせていただきます。	申込書類を提出していただくことができます。仕様書の項目を代替する提案があるのであれば、それを踏まえて審査することになりますので、企画提案書にご記載してください。
2	業務委託仕様書の8. サービス提供についてから質問です。 「受託者は、端末装置を位置情報対象者1名につき1台と充電器やその他付属品を貸与もしくは販売し、これを利用して本サービスを提供すること。」とありますが、充電器の販売については任意でもよいでしょうか。また、任意の場合は別売りのネックストラップと同様でオプション品に該当するため、様式第6号「見積書」の「3その他経費」に記載して問題ありませんでしょうか。	充電器は通常の家電量販店等でも購入可能な汎用的なものであるため、利用者の希望があれば販売したいと考えております。	充電器がないと端末装置が利用できないのであれば、様式第6号「見積書」の「1委託料」にご記載ください。市販のものでも代替できる場合はその旨を積算内容に注意書きでご記入ください。乾電池でも使用できるなどの理由から、充電器がサービスを提供するうえで必須ではないため、販売が任意であるのであれば、「3その他経費」に記載いただいても構いません。
3	業務委託仕様書の9. 契約代金の支払等から質問です。 「受託者は、機器や付属品の紛失・修理・交換料金などの利用者の費用負担を直接利用者に請求、徴収すること。」とあります。こちらについては様式第6号「見積書」の「3その他の経費」に記載すればよろしいでしょうか。	仕様書記載の費用をどこに記載すればよいか確認するためです。	お見込みのとおりです。様式第6号「見積書」の「3その他の経費」に記載ください。
4	業務委託仕様書の10. 業務報告から質問です。 当社の端末は位置情報確認者が自分で位置検索をすることが可能です。位置検索提供回数についてはコールセンターに依頼があったものおよび位置情報確認者が自分で位置検索をしたものの総数を報告することで問題ありませんでしょうか。	仕様書に記載されていない運用時の詳細を確認するためです。	位置検索提供回数については、コールセンターに依頼があったものと位置情報確認者が自分で位置検索をしたもの、それぞれ別に回数を報告いただきたいと思いますと考えています。
5	募集要領の10. 審査方法等から質問です。 審査項目①～⑥の配点を教えていただけますでしょうか。	募集要領に記載がなかったためです。	各審査項目の配点は以下のとおりです。 ① 事業目的・基本的な考え方 6点 ② 実施体制及び実施計画 12点 ③ 業務実績 6点 ④ 実施内容（端末装置等について、コールセンターの設置、市民・関係機関への周知協力） 48点 ⑤ 独自の提案 12点 ⑥ 個人情報の取り扱い 6点
6	当社端末には「通話機能」があり、予め登録した連絡先（例えば位置情報確認者）が位置情報対象者と通話やショートメールをすることが可能です。一定の通話料までは月額料金に含まれますが、それを超えた利用分の請求は利用者負担額として請求して問題ありませんでしょうか。	仕様書にない独自提案の部分のためです。	問題ありません。様式第6号「見積書」の「3その他経費」にその旨ご記載ください。

豊中市高齢者位置情報システム事業 質問回答票

	質問事項	質問理由	回答
7	<p>様式第6号「見積書」から質問です。</p> <p>「3その他経費」については、オプション対応になるものを記載とあります。有償でのかけつけ対応がある場合や、6で記載した通話料金が本項目に該当するという認識で問題ありませんでしょうか。</p>	<p>左記のサービスは全て希望者にのみ発生する経費のためです。</p>	<p>お見込みのとおりです。様式第6号「見積書」の「3その他の経費」にご記載ください。</p>
8	<p>すでに徘徊高齢者位置情報システム事業として他会社様の端末で運用されていますが、1台あたり月何回ほどの位置検索確認依頼があるのでしょうか。</p>	<p>運用の参考にするためです。</p>	<p>過去3年の実績では1台当たり0.1回～1.4回位置検索確認依頼がありました。</p> <p>本実績は、コールセンターに依頼があったものと位置情報確認者が自分で位置検索をしたものを合算した数字です。</p>
9	<p>仕様書1.件名</p> <p>「豊中市高齢者位置情報システム事業業務委託（単価契約）」とありますが、豊中市様より決定通知を受けた利用者と弊社が個別に契約を締結し、弊社が利用者に端末装置を直接お貸ししてサービス提供業務を行う事業について、豊中市様から弊社に業務委託いただく認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>個別契約の主体を利用者とさせていただくことで、弊社より利用者へ直接重要事項の説明が可能となり、よりスムーズにサービス提供させていただきます。</p> <p>自治体様のサービスも昨今ご利用者様が契約者となる流れとなっております。ご理解の程お願い申し上げます。</p>	<p>本事業の流れは以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市と事業者とで委託契約を締結 ②本事業に関する申込を市で受付 ③市が利用決定 ④市から申込状況を事業者へ情報提供 ⑤事業者が申込者に委託内容を執行 <p>この流れに沿って事業を進めていただく中で、市と事業者とで結ぶ委託契約の条件を踏まえた内容で、利用者と事業者が機器の使用契約を結び、料金を利用者から徴収するのは構いません。</p> <p>ただし、以下の点にご注意ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①市に申込がない人に対して事業者と利用者が契約を結んだ場合は、市の委託対象外となりますので、委託料は支払いません。 ②利用者と事業者とで結ぶ契約の中で本事業において市が負担する項目・金額（様式第6号「見積書」 「1 委託料」に該当する部分）と利用者が負担する項目・金額（様式第6号「見積書」 「2 利用者負担額」 「3 その他経費」に該当する部分）を明記ください。 ③市負担分については市から直接事業者へ支払うため、その部分については利用者に請求しないようご注意ください。 ④事業者と利用者の使用契約を結ばれる場合は、事前に契約書の内容を確認させていただき、市と事業者の委託契約との整合性を図る必要がある場合、修正を求めます。

豊中市高齢者位置情報システム事業 質問回答票

	質問事項	質問理由	回答
10	<p>仕様書2.委託期間 委託期間「令和5年（2023年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで」とありますが、豊中市様と弊社の業務委託契約は、年度毎に締結させていただくことは可能でしょうか。 また利用者と弊社の個別の契約につきましては、弊社規定の契約期間（3年契約以後1年自動更新）とさせていただく認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>自治体様と弊社の基本契約につきましては原則1年毎の締結とさせていただきます。</p>	<p>募集要領「3. 予定数量」に記載するとおり、本プロポーザルの結果をもとに締結する契約は地方自治法第234条の3の規定による3年間の長期継続契約となります。 利用者と事業者の契約は市と事業者との契約を前提とするものですので、委託契約期間の範囲内で締結ください。もしくは市と事業者との契約期間終了時に、利用者と事業者との契約も同時に終了となる旨ご記載ください。 3年後には再度プロポーザルを実施し、次の委託事業者を選定する予定です。 本市では公平性を担保するため、定期的にプロポーザルを実施し、契約事業者を選定することは必須です。ご理解ください。</p>
11	<p>仕様書3.用語の定義（1） 「端末装置とは、受注者が本サービスのため発注者へ貸与する所在確認用の端末をいう」とありますが、端末装置は弊社から利用者へ直接お貸しするため、「端末装置とは、受注者が本サービスのため利用者へ貸与する所在確認用の端末をいう」に変更いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>9に記載しましたとおり、端末装置は弊社から利用者へ貸与する形とさせていただきます。</p>	<p>現時点で仕様書の変更は致しません。 仕様書の内容と異なる提案をされる場合は、そのことがわかるように企画提案書にご記載ください。 実際に締結する契約書に添付する仕様書の内容については、受託候補者となった事業者と調整させていただきます。</p>
12	<p>仕様書7.業務内容 業務内容（2）の業務内容の最後に「受注者は、位置情報確認者に位置情報を取得できるインターネットサービスを提供すること。」を追加いただくことは可能でしょうか。 業務内容（3）として現場急行サービスの業務内容「受注者は、利用者、位置情報確認者等より要請があった場合等は、緊急対応員を端末装置の所在するおおよその位置に急行させ、当該位置付近の探索を行い、位置情報対象者の発見に努め、その結果を要請者へ電話等所定の方法にて通知すること。」を追加いただくことは可能でしょうか。 また上記2点について、業務内容に追加が不可の場合は、利用者と弊社の個別の契約の規約に基づき、各業務を提供させていただくことでよろしいでしょうか。</p>	<p>弊社のサービスにはインターネットでの位置検索と現場急行サービスが含まれますので、業務内容として追加いただけるか確認したいものです。</p>	<p>仕様書にしたがってご提案ください。 仕様書にない提案をしていただけるのであれば、独自提案としてご提案下さい。 なお、11にも記載したとおり、実際に締結する契約書に添付する仕様書の内容については、受託候補者となった事業者と調整させていただきます。現在の仕様書には記載がないが、受託候補者に追加で実施いただけるサービスがあるのであれば、その際にその内容も仕様書に反映させていただくか協議させていただきます。</p>

豊中市高齢者位置情報システム事業 質問回答票

	質問事項	質問理由	回答
13	<p>仕様書7.業務内容</p> <p>弊社の端末装置はボタン操作により弊社へ通報する機能もございますが、豊中市様の本事業でご利用される利用者様には、一律通報サービスは付加しない認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>高齢者や認知症の方等が所持される場合は、操作の誤り等により、所持者のご家族が心配されたり、弊社が現場急行を行ったりするケース等がございますので、通報機能なしとすることをおすすめしております。</p> <p>一律通報なしとされる場合は、あらかじめ通報ボタンを機能しない設定にさせていただいた端末装置を送付いたします。</p>	<p>一律通報サービスは付加しない設定で構いません。</p>
14	<p>仕様書8.サービス提供について</p> <p>2番目を「・受注者は、発注者より決定通知書の交付を受けた利用者と個別に契約を行い、端末装置を位置情報対象者1名につき1台と充電器やその他付属品（「以下、「付属品」という。」を貸与もしくは販売し、これを利用して本サービスを提供すること。」）に修正いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>上記に記載しましたとおり豊中市様より決定通知を受けた利用者と弊社が個別に契約を行いたく、本事項をサービス提供内容に追記させていただきたいと考えます。</p>	<p>仕様書にしたがってご提案ください。</p> <p>なお、11にも記載したとおり、実際に締結する契約書に添付する仕様書の内容については、受託候補者となった事業者と調整させていただきます。</p>
15	<p>仕様書14.職員の質の向上</p> <p>適切な研修を実施し、研修内容を発注者に報告と記載ありますが報告はどのように行えばよろしいでしょうか。</p>	<p>豊中市様での他契約については研修を実施してまで了承いただいておりますが報告については不要としていただいているため確認させていただきます。</p>	<p>報告書の提出をお願いします。豊中市では、昨年度から市民と接する機会のある業務を委託する契約においては、人権研修の実施状況報告書をご提出いただいております。</p>
16	<p>仕様書15.一括再委託の禁止</p> <p>上記の質疑のとおり現場急行サービスの業務内容を追加いただける場合、その急行する場所が弊社関連会社の管内の場合は弊社関連会社に業務委託を行っております。</p> <p>また、仕様書7.業務内容（2）のコールセンターについては、弊社にて業務を行っておりますが、センターの運営（事務的な問い合わせに等に関するコールセンター業務・事務）に係る業務は、業務委託を行っております。</p> <p>上記に関しまして、豊中市様の承諾を得る必要がある再委託先かご確認をお願いいたします。</p>		<p>仕様書に記載するとおり、「受注者は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が指定した軽微な部分を委託し、または請け負わせようとするときは、この限りではない。」としています。</p> <p>本事業において、発注者（市）から委託を指定することはありませんので、再委託がある場合は再委託承諾申出書の提出をお願いします。</p> <p>再委託できない業務例は以下のとおりです。</p> <p>①当該業務の目的を達成するために必要不可欠な業務または中心的な業務（本事業では端末装置等の運用にかかる部分と考えます）</p> <p>②契約金額の1/2を超える業務</p> <p>※ 再委託できない業務例に該当する場合でも、例外的に再委託できるものもありますので、再委託されている場合は、その詳細と委託理由を企画提案書にご記載ください。</p>

豊中市高齢者位置情報システム事業 質問回答票

	質問事項	質問理由	回答
17	<p>仕様書 16.その他</p> <p>「本事業の契約を終了する場合は、新たな受注者に情報の引継ぎ等を行うこと」と記載ありますが、個人情報保護にかかわるため、個別のご利用者様の情報等の引継ぎについては不要とさせていただくことでよろしいでしょうか。</p>		<p>本事業に関する個人情報は市が保持するものであり、市から事業者に提供しているものです。</p> <p>また、既受託事業者が本事業に基づき得た個人情報も市に帰属するものと考えます。</p> <p>市が引継ぎが必要と判断した個人情報は、既受託事業者から市に返還をもとめ、市から新たな受注者に提供します。</p>
18	<p>見積書（様式第6号）</p> <p>2 利用者負担額について、上限3,000円（税別）とありますが、弊社では電話での位置情報提供サービスの費用につきましては、1回毎に費用が発生する従量課金制のプランと、基本料金を含むプランを用意しております。</p> <p>（なおインターネットでの位置検索費用は基本料金に含まれています）</p> <p>従量課金のプランとする場合、基本料金（月額）と電話での位置検索1回分の費用の合計金額が3,000円（税別）以下であればよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、基本料金（月額）1,200円/台（税別）、電話での位置情報提供料金200円/回（税別）の場合、1,400円（税別）となり上限3,000円（税別）を超えないという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>またその場合は、位置情報提供料金の積算内容欄には「1回」と記載する形でよろしいでしょうか。</p>		<p>お見込みのとおりです。事業者により、課金対応となる部分は異なると考えています。課金対応となる部分は、様式第6号「見積書」の「3その他の経費」にご記載ください。</p>
19	<p>見積書（様式第6号）</p> <p>3 その他経費についての記載方法につきまして、現場急行料金10,000円/回（税別）につきましては、「1時間を超える場合は1時間まで毎に10,000円（税別）が必要」となります。</p> <p>「1時間を超える場合は1時間まで毎に10,000円（税別）が必要」であることを積算内容欄に加える形で記載してよろしいでしょうか。</p> <p>不可の場合は記載方法について、ご指示お願いいたします。</p>		<p>お見込みのとおりです。現場急行料金については、様式第6号「見積書」の「3その他の経費」にご記載ください。</p>